

# 令和5年度スポーツ少年団登録について

◎ スポーツ少年団登録システムに登録されている代表メールアドレスに、スポーツ少年団登録に係る「再招待メール」が、3月31日に日本スポーツ協会（jjsa.entry@japan-sports.or.jp）より送信されます。メールの内容に従い、新パスワードを設定のこと。  
メールが届いていない場合は当本部までご連絡ください。

◎ 18歳以上の、理念を学んだ指導者（登録システムにて理念「○」）が2名以上いること。

しかし、令和4年度は新型コロナウイルスの影響で、全国的に養成講習会が十分できなかったことから、令和5年度登録も、緩和措置として、理念を学んだ指導者が0～1人でも登録は可能とする。

ただし、0人の場合は次に掲げる指導者（①②のどちらかでも可）を2名以上、1人の場合は1名以上登録すること。

①競技等 JSP0 公認指導者資格保有者（サッカー・バスケはC級以上の指導者）

②令和5年度に限りスポーツリーダー保有者（認定員を切らした者を含む）

なお、必ず令和6年度に理念を学んだ指導者が2名以上になるよう、令和5年度のスタートコーチ養成講習会の受講を修了すること。

※役員・スタッフのみの編成の場合、登録不可とする。

◎ 団員は原則10名以上であること。

◎ 理念を学んだ指導者が、役員・スタッフに登録されていないか確認すること。※スポ少主催の大会に監督・コーチとしての参加申込できなくなる可能性がある。JSP0 公認指導者資格保有者も、指導者登録とすること。

◎ 令和4年度に認定員からコーチングアシスタントに移行し認定番号を付与された者は、その認定番号を入力してください。

◎ 令和4年度にスタートコーチ養成講習会を受講し修了した者の登録方法については、スポーツ少年団登録システムログイン画面にある「前年度 JSP0 資格養成講習会受講修了者の操作方法」をご参照ください。

◎ 複数団に登録する指導者の場合、該当者指導者の個人IDを入力する必要があるため、当本部までご連絡ください。

また、複数団に登録する際、名寄せをせずに新規登録していないか確認すること。※システム上、別人の認識となってしまう。